

会 議 録

会 議 名	令和3年度嵐山町都市計画審議会					
開 催 日 時	令和3年4月23日(金)	開 会		午後2時54分		
		閉 会		午後4時45分		
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開会 2. あいさつ 3. 委員紹介 4. 会議録の署名人の指定 5. 議事 (1) パブリックコメントについて (2) 都市計画審議会委員及び団体等からの意見について (3) 第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)について (4) 答申について 6. その他 7. 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		1人	
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	深堀 清隆	出	副会長	本田 順一	出
	委 員	権田 活一	出	委 員	小澤 秀	出
	委 員	長島 登	出	委 員	高坂 英夫	出
	委 員	小林 一夫	出	委 員	狛守 勝義	出
	委 員	長島 邦夫	出	委 員	松本 美子	出
	委 員	川口 浩史	出	委 員	黒澤 史明	出
	委 員	多田 邦彦	出	委 員	齋藤 克也	欠
	委 員	青木恵美子	出	委 員	村田 薫	出

事務局	技 監 福嶋 啓太	課 長 伊藤恵一郎
	副課長 安在 知大	主 任 馬場 隆順
次 第	顛 末	
1. 開 会	事務局	
2. あいさつ	深堀会長	
3. 委員紹介	事務局から新任の委員の紹介	
4. 会議録の署名人の指定	嵐山町審議会等の公開に関する要綱第9条に基づき、長島委員及び黒沢委員を指名	
5. 議事	事務局	議案(1)パブリックコメントについて、(2)都市計画審議会委員及び団体等からの意見について、(3)第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)について、資料1、資料2及び資料3に基づき、関連があるので併せて説明する。
	会 長	議案(1)、(2)、(3)に関して、意見・質問を確認する。
	委 員	資料3 P.23 の田園地域の「多世代」という断定的な表現はいかがなものか。 同ページの「最新技術」という言葉は、遺伝子組み換えを含む表現になるので、勘違いされる表現はいかがなものか。 資料3 P.34 の修正箇所の「社会情勢」という言葉は削除した方が良い。人口減少が教育に影響があるような状況や社会情勢によって規模を変えるというのはいかがなものか。
	事務局	そもそも P.23 については、方針ではなくイメージを示したものである。「多世代」についてもあくまでイメージとして表現した。本プランを進めていった場合に、どのようになるのかイメージしたものであり、全ての人がこのようになっているというわけではない。 P.23 の「最新技術」については、AI やドローンのような機械によるものを想定している。誤解を招くようであれば最新技術を「最新機材」に修正する。 P.34 については、「社会情勢」は、人口だけではなく教育環境も含め、社会の変化により検討するという意味である。

	委員	「社会情勢」という言葉は、一般的な言葉であり、妥当である。
	委員	資料3 P.9の「市街地では、駅東・東原・平沢土地区画整理事業による…」の「東原」の表現が、P.51の「東原(菅谷地内)」と合っていない。 資料3 P.27の土地利用活性エリアの嵐山小川ICの「インターランプ内」は、既に開発されているので、「インターランプ周辺エリア」としてはどうか。 資料3 P.37の公園について、公園にはトイレが必要だと思う。「…主たる公園に大型遊具等の設置を…」を「…主たる公園に大型遊具・トイレ等の設置を…」にしてはどうか。
	事務局	P.9については、表現を統一する。 P.27については、「インターランプ内」は既に開発をされているが、事業者の撤退も考えられる。今後も引き続き企業誘致を推進する方針であるため、「インターランプ内」と記載している。 P.37については、「大型遊具等」にトイレを含んでいると解釈している。
	委員	「大型遊具・トイレ等」としてしまうと文頭「子育て支援や子どもの発達に資するため」と文脈が合わなくなってしまうため、素案のままで良い。
	委員	資料3 P.7の「グリーンリカバリー」という意味が分からない。注釈を入れた方が良い。
	事務局	「グリーンリカバリー」という意味が分かるようにする。P.7の注釈のスペースがないため、掲載方法については、事務局に一任していただきたい。
	委員	事務局に一任について、了解した。
	委員	やはり「インターランプ内」は開発が済んでおり、事業者の撤退も考えられることまで考えるのはいかがなものか。 「周辺エリア」とはどの辺りまでなのか。
	事務局	「インターランプ内」は、今後も引き続き企業誘致を推進する方針であるため、「インターランプ内」と記載している。 「周辺エリア」については、明確に示したわけではなく、P.28の方針図に示したとおりである。

	委員	資料 3 P.38 の太陽光発電施設について、施設の設置で地域住民が困っている。「地域住民の意見」という言葉を入れてはどうか。
	事務局	「地域住民の意見」とは「適切な指導」に含まれると考えている。
	委員	地域住民が反対しても太陽光発電施設が設置されているのが現状である。「地域住民の意見」を入れていただきたい。
	委員	自然環境という大きな枠で良いと思う。環境に配慮したまちづくりの方針を示しており、「適正な指導」の範囲内である。
	委員	太陽光発電施設の設置の際には、他の事項も同様に地域住民の意見を聞くことは前提となっていると思う。地域住民は、地域の自然や景観が阻害されたり、災害が起きたりする可能性に不安を感じていると思う。その意味では「自然環境や景観、防災の観点」に含まれるものと考えてるので、素案の記載のとおりで良い。
	委員	資料 3 P.29 の補助幹線道路の中に、自転車の通行帯の必要性について何らかの記載を入れてもらいたい。
	事務局	自転車の通行帯については「安全対策」に含まれると考えている。現在の財政状況や現況の道路幅員を考えると、町道における自転車の通行帯の整備は難しい。
	委員	自転車の通行帯については、「安全対策」に含まれる。
	委員	自転車の通行帯については、「安全対策」に含まれ、素案の記載で良い。
	委員	この記載で良いと思う。事務局の後向きな説明はいかがなものか。難しいことも分かるが、もっと前向きな発言が欲しかった。
	会長	議案(1)、(2)、(3)に関して、他に意見・質問はないか確認する。
	委員	(挙手なし)
	会長	議案(4)答申について、確認する。 先ほどの修正箇所を修正した素案で答申して良いか採決する。嵐山町都市計画審議会条例第6条第3項の規定では出席委員の過半数をもって決することとなっている。賛成の委員は挙手をお願いする。事務局は報告をお願いする。

	事務局	出席委員 14 名のうち、賛成 13 名である。
	会 長	賛成多数により、素案のとおり決定する。
6. その他	<p>町長への答申を踏まえ、案として 6 月議会に上程させていただき、議決を経て公表する予定である。</p> <p>また、今年度の審議会は複数回開催する予定となっている。内容と開催時期は追って連絡する。</p>	
7. 閉会	本田副会長	
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和 3 年 5 月 1 8 日 署名委員 <u>長島 登</u></p> <p style="text-align: right;">令和 3 年 5 月 1 9 日 署名委員 <u>黒澤 史明</u></p> <p style="text-align: center;">※ 原本については、署名をいただいております。</p>		